

平成15年3月18日

消費者政策推進の在り方についての意見

有馬真喜子

消費者政策推進体制について、以下のことを提案します。

1. 消費者保護会議の改組

消費者保護会議は、現在、消費者行政推進のための最高機関として存在し、基本的な消費者施策の企画および実施を担うとされていますが、必ずしも十分に活用されているとはいえません。

そこで同会議を改組し、21世紀型の消費者政策を担う中心的存在として活性化することを提案します。

- * **位置づけ** 内閣府設置法18条による「重要政策に関する会議」のひとつとする（参考資料1）
- * **構成** 関係閣僚および学識経験者（参考資料2）
参考資料は「重要政策に関する会議」のひとつである「男女共同参画会議」についてのものですが、イメージはこのようなものです。
- * **所掌事務** 基本的な方針・政策の審議、調査等。意見の具申。（同じく参考資料2）
- * **専門調査会** 必要に応じ、専門調査会をおき、専門委員をおく（参考資料3）

男女共同参画会議は、平成11年の設置以来、一定の成果を挙げてきました。最大の成果は、各省庁の壁を超えて、総合的施策の実施が可能になったことと考えます。仕事と子育ての両立支援策などがその一端です。

消費者行政について、消費者に軸足を置いた総合的施策の必要性がことに求められている現在、男女共同参画行政のあり方は、何らかの示唆を与えてくれるものと思います。

2. 国民生活センターの役割の充実

消費者行政の一端を担う国民生活センターの役割も、いっそうの充実が求められるものと考えます。平成15年10月1日から、独立行政法人としてスタートするときでもありません。国民生活審議会のご意見をうかがいながら、情報提供、苦情処理、教育研修等の業務のいっそうの充実を図っていかねばならないと考えています。

以上

内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）（抄）

第十八条 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

| | |
|----------|-------------|
| 中央防災会議 | 災害対策基本法 |
| 男女共同参画会議 | 男女共同参画社会基本法 |

男女共同参画会議について

内閣府に設置

「重要政策に関する会議」の一つ

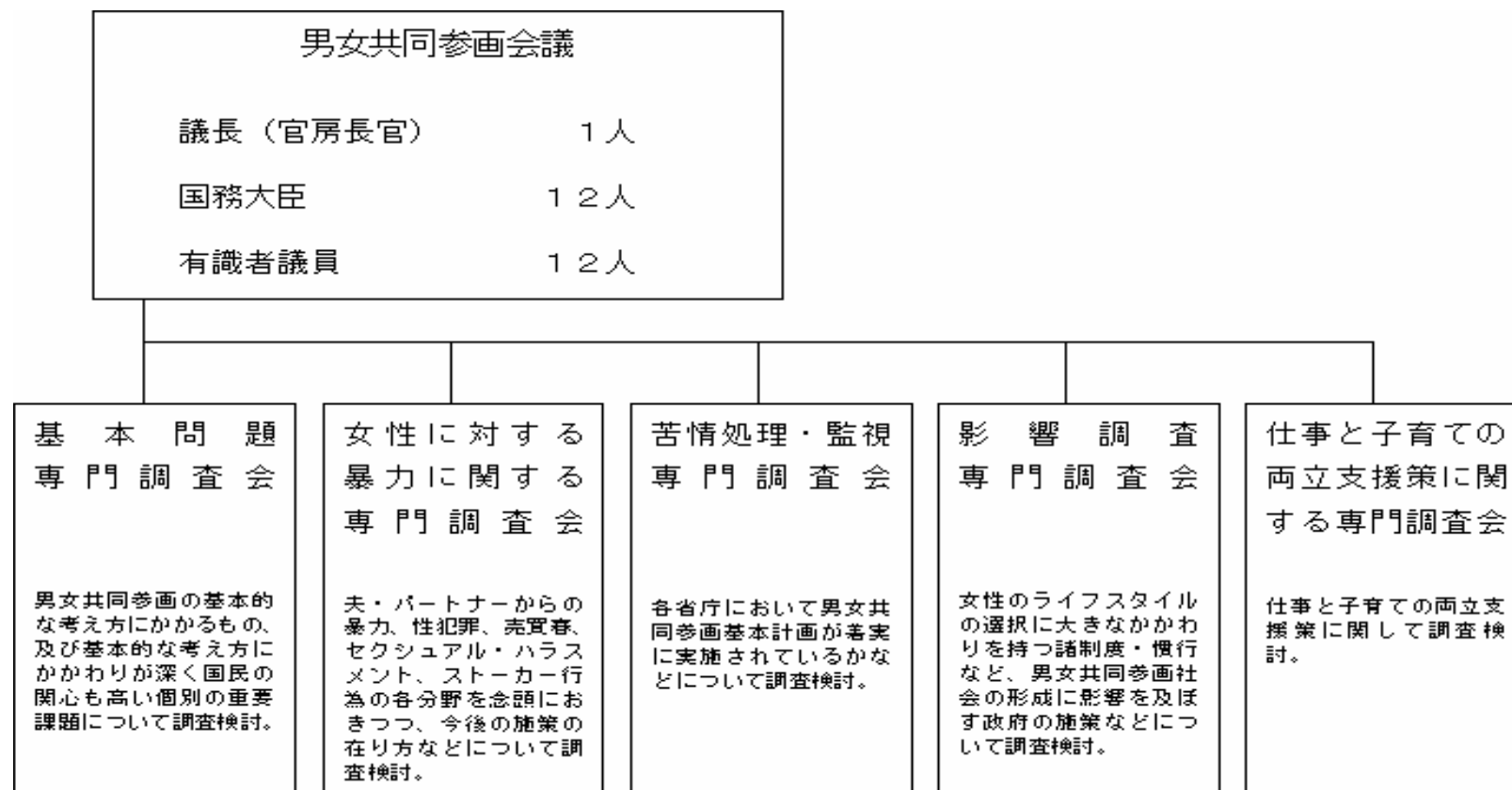
所掌事務

- (1) 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見。
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議。
- (3) (1)、(2)に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見。
- (4) 以下に掲げる事項の処理
男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係大臣に意見

構成

- (1) 議長（内閣官房長官）
- (2) 議員
各省大臣等（内閣総理大臣の指定する国務大臣）
12名（各省大臣、防衛庁長官、国家公安委員長）
学識経験者（内閣総理大臣が任命）
12名
- (3) 専門委員・専門調査会
専門委員
専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命。
専門調査会
会議の議決より設置、議長の指名する議員・専門委員が属する。

男女共同参画会議の全体構成（イメージ図）



※この他必要に応じて、専門調査会を設置